

臨床検査技師等に関する法律施行令
(昭和33年政令第226号)

(受験資格)

第18条 法第15条第2号の政令で定めるところにより同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 医師若しくは歯科医師(前号に掲げる者を除く。)又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者
- 三 次に掲げる者(前二号に掲げる者を除く。)であつて、第1号に規定する大学又は法第15条第1号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第2条に規定する検査並びに法第11条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者
 - イ 第1号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者
 - ロ 獣医師又は薬剤師(イに掲げる者を除く。)
 - ハ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者
- 四 学校教育法に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において法第2条に規定する検査並びに法第11条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(前三号に掲げる者を除く。)

(令和4年4月1日から施行)